

## 通帳レス口座に関する特約

瀬戸信用金庫 通帳レス口座（以下、「この預金」といいます。）につきましては、普通預金規定・キャッシュカード規定等の当金庫が定めた各規程（以下「関連規定」といいます。）によるほか、本特約によりお取扱いさせていただきます。なお、関連規定と本特約で相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。

### 1. (預金契約の成立)

この預金に係る契約（以下「預金契約」といいます。）は、お客様ご自身が当金庫所定のスマートフォン（以下「スマホ」といいます。）を利用し、せとしんアプリ（以下「本アプリ」といいます。）により当金庫所定の開設手続きを完了し、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとします。

### 2. (通帳レス口座)

- (1) この預金は、個人のお客さまを対象とし、通帳や預金取引明細等の発行に代えて本アプリの利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座（総合口座）をいいます。
- (2) 普通預金口座（総合口座）の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する口座（以下、「紙通帳口座」といいます。）のほか、この預金を選択できるものとします。
- (3) この預金は、キャッシュカードの発行および本アプリへ対象となる普通預金口座（総合口座）の登録を必須とします。
- (4) この預金を第三者に対し、利用させることはできません。

### 3. (旧字体・異字体)

- (1) ご使用のスマホにより、本人確認書類に記載された字体(旧字体・異字体)がご入力できない場合があります。この場合、入力可能な文字にてご入力ください。
- (2) 本人確認書類のお名前にある旧字体・異字体を新字体でお申込みされた場合はご入力された新字体のお名前で口座開設させていただく場合があります。

### 4. (取扱店の範囲)

- (1) この預金は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用によりお取引いただけます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、この預金は、当該口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

### 5. (入出金明細の確認)

- (1) この預金の入出金明細は、本アプリによりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

### 6. (紙通帳口座からこの預金への切替え)

- (1) 紙通帳口座からこの預金への切替えは、本アプリにより切り替えることができるものとします。
- (2) 紙通帳口座をこの預金へ切替えた場合、紙通帳口座の通帳はこの預金へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で紙通帳に記帳されていない入出金明細は、紙通帳に記帳いたしません。当該入出金明細のうち切替日前日以前のもものは切替日の翌々日から、この預金で確認することができます。なお、切替前に紙通帳に記帳されている入出金明細については、この預金でご確認いただけません。
- (4) 紙通帳口座からこの預金へ切替えた当日以降の入出金明細は、この預金でご確認いただけます。

### 7. (この預金から紙通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、この預金から紙通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) この預金を本アプリから削除した場合、または各種事情により本サービスがご利用できない場合は、紙通帳口座への切替が必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、紙通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。

---

(4) 切替えには、店頭での届出が必要となります。また、当金庫所定の手数料を申し受けます。

#### 8. (預金の受入れ)

店頭でこの預金に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、当該口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

#### 9. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭において、この預金の払戻しをするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、該当口座のキャッシュカードの提示および本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前頁の払戻しまたは解約等の手続きに加え、払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示、またはお届け印の提出等のお手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

#### 10. (解約)

- (1) この預金を解約する場合には、当金庫所定の書類の提出のほか、当該口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) この預金を解約した時点で、本アプリでは当該口座の入出金明細の確認ができなくなります。

#### 11. (免責事項)

次の事由によりこの預金のサービスの取り扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に登用または不正使用等があった場合。
- (2) 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合。
- (3) 当金庫及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合。
- (4) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合。

#### 12. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他、この取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

#### 13. (特約の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上